

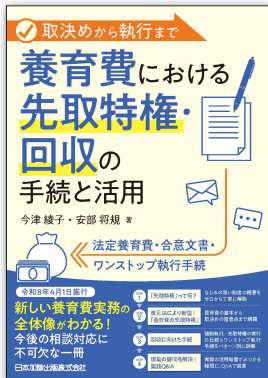
新しい養育費実務のすべてがこの一冊に！

先取特権って何？

具体的な回収手続は？

法定養育費が定められた？

ワンストップ執行手続とは？



取決めから執行まで

養育費における 先取特権・回収の手続と活用

法定養育費・合意文書・ワンストップ執行手続

2026年6月刊 A5判 244頁 定価3,410円(本体3,100円) 978-4-8178-5074-4 商品番号:41033 略号:先取

今津 綾子 東北大学大学院法学研究科教授

- ・ 養育費に関する法務省令の制定に向けた検討会 委員
(2024年12月～2025年12月)
- ・ 法制審議会 家族法制部会 幹事(2021年3月～2024年1月)
- ・ 令和6年度法務省委託調査研究事業
「養育費請求のための民事執行手続に関する調査研究」協力研究者

安部 将規 弁護士(大阪弁護士会)

- ・ 日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会委員、司法制度調査会委員
- ・ 大阪弁護士会家事法制委員会委員、司法委員会委員
- ・ 令和6年度法務省委託調査研究事業
「養育費請求のための民事執行手続に関する調査研究」協力研究者

STEP 1 「先取特権」って何？ 制度の全容を平易に解説

他の債権者に優先して回収できる強力な権利「先取特権」。なじみの薄い制度の概要を基礎から丁寧に解説。担保物権としての性質や優先順位など、実務の前提となる知識をゼロから学べる。

STEP 2 改正法により新設！「養育費の先取特権」

金額、支払期間など養育費の基本ルールをおさえたうえで、新制度の要点を完全網羅。債務主義なしで回収できる「子1人当たり月額8万円」の優先枠について、子が複数の場合、婚姻費用として取り決めた場合、一括払いとして取り決めた場合などの実務上の考え方を詳解。いざという時に困らない、取決めの際の留意点も把握できる。

STEP 3 回収に向けた具体的な手続

強制執行と、新制度・先取特権の執行について、手続と実務上のメリットを比較。さらに、1回の申立てで財産開示手続から給与差押えまで連続して進む画期的な新制度・ワンストップ執行手続について、3つの手続パターン別に具体的な手順を詳解。新制度を現場でスムーズに活用するための手順がわかる。

- 組み合わせ1：財産開示手続 → 給与債権の差押え
- 組み合わせ2：財産開示手続 → 情報提供命令 → 給与債権の差押え
- 組み合わせ3：第三者からの情報取得手続 → 給与債権の差押え

STEP 4 現場の疑問を解決！ 実践 Q&A

実際の活用場面で直面する疑問に、Q&Aで回答。

- Q. 新制度で「公正証書」は不要に？ 月額8万円を超えるケースでは？ (Q5)
- Q. 債務者が破産してしまった！ 養育費の回収はどうなる？ (Q7)
- Q. 口頭の約束やメールのやり取りだけでも「合意の証拠」になる？ (Q11)
- Q. 何度も裁判所に行く必要なし？ 「ワンストップ執行手続」とは？ (Q20)
- Q. 相手が副業などを行っており、複数の勤務先から給与を得ていた？ (Q24)
- Q. 法定養育費の支払を求められたが、払うと自分の生活が成り立たない。それでも給料を差し押さえられてしまう？ (Q27)

内容見本

〈図表9〉被担保債権の種類	
養育費の先取特権によって担保される養育費債権の種類	本書第4章の解説
(i) 子の監護費用 分担請求権	①形成養育費 ②法定養育費 ③形成養育費 ④法定養育費 ⑤形成養育費 ⑥法定養育費 ⑦形成養育費 ⑧法定養育費
(ii) 夫婦間の協力扶助義務に係る債権	⑨形成養育費 ⑩法定養育費
(iii) 夫婦間の婚姻費用分担請求権	⑪形成養育費 ⑫法定養育費

〈図表14〉同居親が証明すべき事実	
形成養育費	法定養育費
(i) 父母が協議上の離婚をしたこと	協議すべき子がいること
(ii) 協議すべき子がいること	協議すべき子から引き継ぎ 監護を主として行っていること
(iii) 協議すべき子から引き継ぎ 監護を主として行っていること	協議等により養育費を定めたこと
(iv) 協議等により養育費を定めたこと	協議等により養育費を定めていないこと

〈図表15〉「担保権（養育費の先取特権）」の存在を証する文書の例	
証明すべき事実	文書の例
(i) 父母が協議上の離婚をしたこと	戸籍謄本
(ii) 協議すべき子がいること	戸籍謄本
(iii) 協議すべき子から引き継ぎ 監護を主として行っていること	住民票
(iv) 協議等により養育費を定めたこと	合意書 合意に至るまでのやり取りの 振込みの履歴

(図表 16) 債務者の財産状況の調査手続を利用できる場面					
債権者義・担保権の取得状況	(a) 債務名義あり			(b) 一般先取特権あり	(a) (b)ともなし
請求権債／被担保債権	(i) 扶養	(ii) 損害賠償	その他	養育費	その他
財産開示手続	○	○	○	○	×
第三者からの情報取得手続	△	△	△	△	×
取得手続	△	×	×	×	×
	○預貯金	○	○	○	×

〇 調査手続が利用可能
 △ 調査手続が利用可能だが、債権者義・担保権の取得状況が不明なため、調査手続の利用が制限される
 × 調査手続が利用不可